

電機・情報ユニオン

2015年5月10日 第44号

発行 **電機・情報ユニオン**

〒105-0004 東京都港区新橋4-24-3

エムエフ新橋601

Tel&Fax 03-6450-1777

Email: denkiunion@gmail.com

ルネサス 東京労働局が文書助言 附則5条に基づき、労働者と協議すること

ルネサスエレクトロニクス
の玉川事業所や武蔵事業所
で働く5人の労働者は、4月1日からの会社分割・承継に関連する「協議」を2月上旬から会社に再三申し入れてきました。

しかし、ルネサスは「(協議申し入れは)受領する必要がない」との回答文書を5人に送りつけて、協議を不当にも拒否してきました。

東京労働局に

「助言・指導」を申請

5人は3月5日(木)、電機・情報ユニオンの米田徳治中央執行委員長らの支援を受けて、東京労働局に商法等改正法附則5条に基づく「労働者との協議」を求める「助言・指導」を申しました。

東京労働局は3月17日(火)、ルネサスの本社工場長らとの関係者を呼び出し、労働者との協議の実施状況に関する「事情聴取」を行いました。

「協議せぬじや」

文書助言 東京労働局

東京労働局長は3月23

日(月)、「紛争当事者双方からの事情聴取により把握した事実関係によると、貴殿が、平成27年4月1日に実施される予定の会社分割に関し、申出人に対して行ったとする附則第5条及び指針に基づく協議は、指針に照らして不十分と考えられるので、申出人と改めて協議すること」との文書助言(東労発総第281号26―522)を鶴丸哲哉ルネサス代表取締役社長に行いました。

労働局は1年間で、助言・指導を約1万件取り扱いますが、文書による「助言」は、0件から3件程度(2012年度から2014年度)で、極めて重みのある「助言」といえます。

ルネサスとの協議が始まる

ルネサスは3月27日(金)、東京労働局長が発した「文書助言」に従い、申し出ている5人に対して「貴殿の申し出に対し、個別労使協議を実施することと致しました。代理人を選定する場合は、その旨ご連絡頂きたくお願い致します」との連絡を



3月30日(月) 経済産業省前での宣伝行動

してきました。

そして、4月2日(木)、ルネサス側から本社労働課長ら8人と、5人の申出人とその代理人4人(米田徳治委員長、松尾文彦弁護士ら)が出席して附則5条に基づく協議が行われ、今後も、継続して協議することになりました。

また、今回の「労働者と協議すること」は、5人の申出人に限らず、分割・承継にかかわるすべての人に適用するので、分割・承継に対して疑問や不安、不満を持っている人はこぞって、会社に「協議」を申し入れることを呼びかけています。

武蔵勤務に戻せを実現 高崎「内示」を撤回させる

ルネサスとの協議を追求する取組みを日々強める中で、高崎事業所への配転を強要されていた女性労働者を4月13日から武蔵事業所の勤務に戻すことができました。さらには、ルネサスシステムデザイン的女性労働者に出されていた高崎事業所への内示を撤回させることも勝ち取りました。

ルネサスストラに反対する職場と地域でのたたかい、国会と連携した粘り強い取り組みが大きな成果を生みだしています。

第44号の紹介

- 1面 ルネサス 東京労働局が文書助言
- 2面 第86回メーデー
米田委員長メッセージ36
- 3面 第86回メーデー
- 4面 第4回中央執行委員会を開催
交流のひろば、告知板